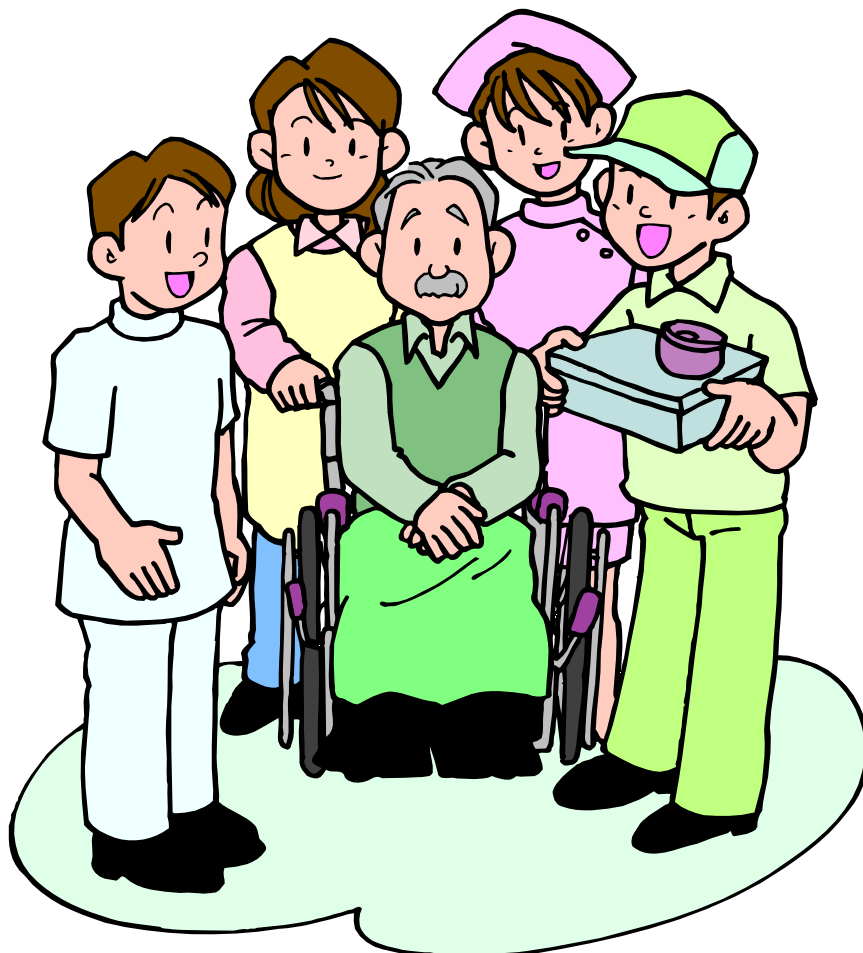




見附市は、高齢者や介護を必要とする人が、
住み慣れた自宅や地域で生きがいを持って
いきいきと自立した生活を送ることができるよう支援します

介護保険制度の目的は「自立支援」です。介護保険法第4条では、国民の義務として介護予防のため健康の保持増進に努めるほか、要介護状態になった場合にもリハビリテーションなどのサービスを利用することによって、自身の能力や状態の維持向上に努めるものとされています。

また、必要以上にサービスを使うとご本人のやる気がなくなり、できることが少なくなる場合があります。介護保険サービスは、「足りないところを手助けしてもらう」、「心身の状態の悪化を防ぐ」といった目的を持って利用し、ご本人の状態に合わせて適切にサービスを利用しながら、いつまでも住み慣れた地域で生きがいを持って生活しましょう。

もくじ

1 高齢者の保健・福祉に関する相談……	2	②施設に入所して利用するサービス（介護保険）	
2 介護保険のしくみ……	3	●特別養護老人ホーム……	16
3 介護保険料の決め方・納め方……	4	●小規模な特別養護老人ホーム……	16
4 サービス利用までの流れ （介護保険・総合事業）……	6	●介護老人保健施設……	16
5 基本チェックリストについて（総合事業） ……	7	●介護医療院……	17
6 介護サービス利用計画（ケアプラン） の作成（介護保険）……	8	●グループホーム……	17
7 介護保険サービスの種類……	9	●ケアハウス（軽費老人ホーム）……	17
①在宅で利用できるサービス（介護保険）		●介護付有料老人ホーム……	18
●家庭を訪問するサービス……	9	●住宅型有料老人ホーム……	18
●日帰りで通うサービス……	11	●サービス付き高齢者向け住宅……	18
●多機能なサービス……	12	●養護老人ホーム……	18
●施設への短期入所サービス……	13	8 主な軽減制度一覧（介護保険）……	19
●福祉用具の貸与・購入……	14	9 介護予防・日常生活支援総合事業 （総合事業）……	23
●住宅の改修……	15	10 介護予防サービス・支援計画書 （ケアプラン）の作成（総合事業）……	24
		11 総合事業サービスの種類……	25
		●介護予防・生活支援サービス事業	
		・訪問型サービス……	26
		・通所型サービス……	27
		●一般介護予防事業……	29
		12 介護保険制度外の高齢者福祉サービス ……	30

1. 高齢者の保健・福祉に関する相談

高齢者の皆さんができるかぎり元気で自立した生活を過ごせるよう、また、現在より状態が悪くならないよう、保健・医療・福祉が連携しながら「介護予防」の活動や相談を行っています。

見附市地域包括支援センター

開設時間 月～金曜日（祝日、12月29日～1月3日を除く）

午前8時30分～午後5時30分※緊急時には24時間体制で対応します。

名 称	住 所	電話番号	担当圏域
見附市地域包括支援センター 中央	見附市学校町2-13-31 (特別養護老人ホーム 大平園内)	63-3555	見附中学校区
見附市地域包括支援センター 南	見附市緑町20-1 (特別養護老人ホーム 古志乃里内)	62-1750	南中学校区
見附市地域包括支援センター 西	見附市本所1-25-70 (特別養護老人ホーム いいねか邸内)	62-3345	西中学校区
見附市地域包括支援センター 今町	見附市坂井町81-1 (デイサービスセンター 坂井園内)	61-5221	今町中学校区

見附市より委託を受けた市内4か所で、介護に関する相談、介護予防の相談、高齢者虐待に関する相談等の高齢者に関する様々な相談に応じます。また、要支援1、2と認定された方に介護予防サービス計画を作成します。※相談は無料で、相談内容については秘密を厳守いたします。

地域包括支援センターではこんなことを行います

介護予防ケアマネジメント

要支援に認定された方のケアプランを作成したり、生活機能が低下している方の総合事業の利用を支援したりします。

総合相談支援

高齢者の抱える生活全般の悩み・相談に対して、適切なサービスの紹介や解決のための支援をします。

権利擁護

高齢者の方への虐待の防止・早期発見や、悪質商法の被害を関係機関と連携して防止します。

包括的・継続的ケアマネジメント

適切なサービスが提供されるように、地域のケアマネジャーへ助言や支援を行います。

お困りのことがありましたら、お住まいの地域の地域包括支援センターまでご相談ください

見附市健康福祉課

見附市保健福祉センター内	見附市学校町2-13-30	61-1350
--------------	---------------	---------

高齢者の総合相談窓口として、高齢者のみなさんはもちろん、そのご家族や、近所にお住まいのみなさまからのご相談をお受けします。

見附市立病院

見附市立病院 地域医療連携室	見附市学校町2-13-50	62-2800
----------------	---------------	---------

患者さんの病気の回復を妨げている色々な問題・悩みについて、本人（ご家族）と一緒に解決していくために、医療ソーシャルワーカーが相談に応じます。原則として、予約制です。

上記ほか、民生委員や居宅介護支援事業所(8ページ)でも、ご相談を受付けています。

2. 介護保険のしくみ

介護保険は、皆さんがいつまでも安心して暮らせるようにするための制度です。運営は見附市が主体となっており、40歳以上の方が加入者として保険料を出し合っており、介護を必要とする方が費用の一部を負担することでサービスを利用できるしくみになっています。

介護保険の被保険者は、年齢で次の二つに分けられ、サービスを利用できる条件などが異なります。

	65歳以上の方 (第1号被保険者)	医療保険に加入している 40～64歳の方 (第2号被保険者)
サービスを利用できる方	介護が必要と認定された方です。 (病気やけがなど介護が必要になった要因に関わらず、介護サービスの対象となります。)	老化が原因とされる病気(特定疾病※)により介護が必要と認定された方です。
保険料の決まり方	本人と世帯員の市民税課税状況や本人の所得などに応じて決まります。(P.4)	加入している医療保険の算定方法により決まります。(P.5)
保険料の納め方	年金額が一定額以上の人は年金からの納付、それ以外の人は納付書払いや口座振替などで納付します。(P.5)	医療保険料に介護保険料を上乗せして納付します。(P.5)
保険証の交付	65歳の誕生月の翌月に交付されます。	要支援・要介護の認定を受けた方などに交付されます。
負担割合証の交付	要介護・要支援の認定を受けた方、総合事業の事業対象者と判定された方に、サービスの負担割合(1割、2割、3割)を記載した「介護保険負担割合証」が発行されます。	

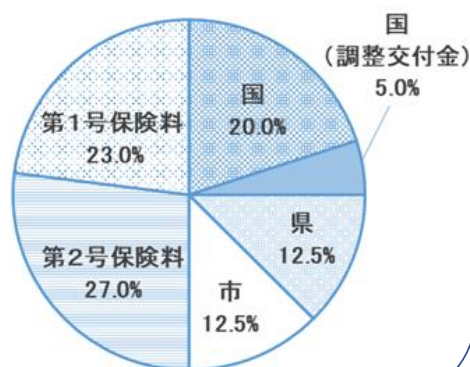
※特定疾病とは(40～64歳の第2号被保険者が対象)

- | | | | |
|--|--|--|---------------------------------------|
| 1 がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。) | 5 骨折を伴う骨粗しょう症 | 9 脊柱管狭窄症 | 13 脳血管疾患 |
| 2 関節リウマチ | 6 初老期における認知症 | 10 早老症 | 14 閉塞性動脈硬化症 |
| 3 筋萎縮性側索硬化症 | 7 進行性核上性麻痺、
7 大脳皮質基底核変性症
及びパーキンソン病 | 11 多系統萎縮症 | 15 慢性閉塞性肺疾患 |
| 4 後縦靱帯骨化症 | 8 脊髄小脳変性症 | 12 糖尿病性神経障害、
12 糖尿病性腎症及び
糖尿病性網膜症 | 16 両側の膝関節又は
股関節に著しい変形
を伴う変形性関節症 |

介護保険は皆さんと社会全体で支えている制度です

介護保険は40歳以上の皆さんから納めていただく保険料と、国と県及び市からの公費(税金)を財源として、介護が必要となったときに介護サービスを提供し、誰もが安心してサービスを利用できるように支え合う制度です。

介護サービスにかかる費用(各サービス毎に記載されている標準的なサービスの費用)のうち、利用者は1割～3割を負担し、残りは介護保険から給付されます。



3. 介護保険料の決め方・納め方

お問い合わせは、☎62-1700まで
(市民税務課民税係)

保険料の決め方と納め方は、65歳以上の方と40歳から64歳の方でそれぞれ異なります。

65歳の以上の方（第1号被保険者）の場合

▶決め方：所得に応じて決まります。

区分	対象	保険料率※ (最終乗率)	年間保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税かつ 本人年金収入等82万6千5百円以下	基準額×0.455 (0.285)	32,200円 (20,100円)
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税かつ 本人年金収入等82万6千5百円超120万円以下	基準額×0.685 (0.485)	48,400円 (34,300円)
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税かつ 本人年金収入等120万円超	基準額×0.690 (0.685)	48,800円 (48,400円)
第4段階	本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ 本人年金収入等82万6千5百円以下	基準額×0.900	63,700円
第5段階	本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ 本人年金収入等82万6千5百円超	基準額	70,800円
第6段階	市町村民税課税かつ 合計所得金額120万円未満	基準額×1.200	84,900円
第7段階	市町村民税課税かつ 合計所得金額120万円以上210万円未満	基準額×1.300	92,000円
第8段階	市町村民税課税かつ 合計所得金額210万円以上320万円未満	基準額×1.500	106,200円
第9段階	市町村民税課税かつ 合計所得金額320万円以上420万円未満	基準額×1.700	120,300円
第10段階	市町村民税課税かつ 合計所得金額420万円以上520万円未満	基準額×1.900	134,500円
第11段階	市町村民税課税かつ 合計所得金額520万円以上620万円未満	基準額×2.100	148,600円
第12段階	市町村民税課税かつ 合計所得金額620万円以上720万円未満	基準額×2.300	162,800円
第13段階	市町村民税課税かつ 合計所得金額720万円以上	基準額×2.400	169,900円

※第1段階から第3段階は、国の方針により軽減を行っています。表中の（）内の金額が軽減後の額です。

※令和8年8月から、第1・2・4・5段階の年金収入額等の基準額が変更になりました。

65歳以上の方の保険料は、見附市で必要な介護サービス費用をまかなうために算出された基準額をもとに、所得に応じて分かれています。

$$\text{基準額 (月額)} = \frac{\text{見附市の介護サービス総費用のうち 65歳以上の方の負担分}}{\text{見附市の 65歳以上の方の人数}} \div 12 \text{ヵ月}$$

※介護保険事業計画に合わせ、3年ごとに見直しが行われます。

3. 介護保険料の納め方
65歳以上の方（第1号被保険者）の場合

▶納め方：年金の支給額によって変わります。国の介護保険法により定められているため、納め方を個人で選ぶことはできません。

	納め方	
年金の年額が 18万円以上 （月額1万5千円以上） の方	年金定期払い（年6回）の時に あらかじめ差し引かれます。 （特別徴収） ●4・6・8月は前年度2月分と同じ保険料額を納めます。（仮徴収） ●10・12・2月は、前年の所得などをもとに算出された保険料額から、仮徴収分を除いた額を振り分けて納めます。（本徴収）	※ただし、年度の途中で 次の変更がある場合は、 見附市に自分で納めます ●65歳になったとき ●他市町村から転入したとき ●他の市町村へ転出したとき ●保険料額が変更になったとき
年金の年額が 18万円未満 （月額1万5千円未満） の方	見附市から送付される納付書の 納期に従って個別に納めます。 （普通徴収）	納め忘れが心配な方は 口座振替をお勧めします 【お手続き】 ①保険料納付書 ②預（貯）金通帳 ③印鑑（通帳の届出印） を持ち、見附市指定の金融機関へ

ポイント

保険料は、納め方に関わらず、65歳の誕生日の前日の属する月の分から納めます。

40～64歳の方（第2号被保険者）の場合

▶決め方・納め方：加入している医療保険によって異なります。

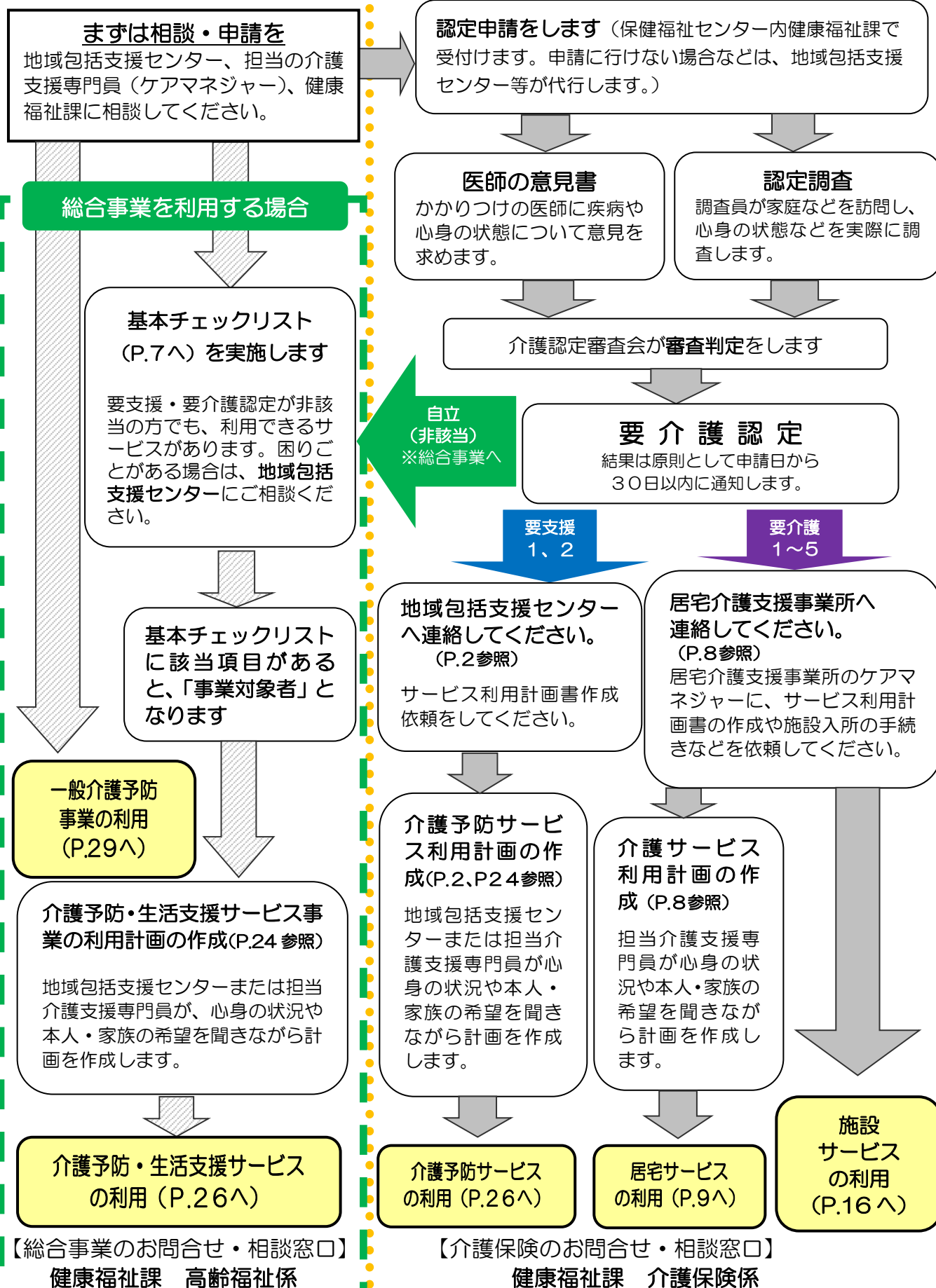
	決め方	納め方
国民健康保険に加入している方	国民健康保険税の算定方法と同様に、所得や資産などに応じて世帯ごとに決まります。	医療分と介護分を合わせて、国民健康保険料（税）として世帯主が納めます。
職場の医療保険などに加入している方	加入している医療保険ごとに設定される介護保険料率と給料（標準報酬月額）および賞与に応じて決められます。	医療保険の保険料と介護保険料を合わせて、給料および賞与から差し引かれます。

保険料の減免

災害などの特別な事情で納付が困難な方は、保険料の減免などを受けられる場合もありますので、市民税務課民税係へご相談ください。
（☎62-1700）

4. サービス利用までの流れ（介護保険・総合事業）

介護保険サービスを利用する場合



5. 基本チェックリストについて（総合事業）

65 歳以上の方は、要支援・要介護認定を受けなくても、次の基本チェックリストにより生活機能の低下が見られた場合、「事業対象者」として総合事業の介護予防・生活支援サービス（訪問型サービス（P.26）、通所型サービス（P.27））を利用することができます。

ポイント

ただし、訪問看護や福祉用具貸与などの介護（介護予防）サービスを希望する方などは、要支援・要介護認定申請が必要になります。

基本チェックリストとは？

高齢者の生活機能を評価し、要介護状態となるリスクを予測することを目的に開発された25項目の質問票です。生活機能全般、運動器の機能、栄養状態、口腔機能、閉じこもり、認知機能、うつについてそれぞれ評価するものです。

- ・自分の状態を知るために活用しましょう。
- ・次の質問表の、「はい」、「いいえ」の当てはまる方に○をつけてみましょう。
- ・★のある項目にチェックが入った場合は、総合事業の利用をお勧めします。気になる方は、地域包括支援センターなどに相談してみましょう。

基本チェックリスト

(*) BMI の求め方：BMI＝体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)

生活機能全般	1	バスや電車で、1人で外出していますか	はい	★いいえ	★が10個以上
	2	日用品の買い物をしていますか	はい	★いいえ	
	3	預貯金の出し入れをしていますか	はい	★いいえ	
	4	友人の家を訪ねていますか	はい	★いいえ	
	5	家族や友人の相談にのっていますか	はい	★いいえ	
運動器の機能	6	階段の手すりや壁をつたわずに昇っていますか	はい	★いいえ	★が3個以上
	7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	はい	★いいえ	
	8	15分続けて歩いていますか	はい	★いいえ	
	9	この1年間に転んだことはありますか	★はい	いいえ	
	10	転倒に対する不安は大きいですか	★はい	いいえ	
栄養状態	11	6カ月で2～3kg以上の体重減少がありましたか	★はい	いいえ	2★が
	12	BMIが18.5未満ですか(*)	★はい	いいえ	
口腔機能	13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	★はい	いいえ	★が2個以上
	14	お茶や汁物等でむせることがありますか	★はい	いいえ	
	15	口の渇きが気になりますか	★はい	いいえ	
閉じこもり	16	週に1度は外出していますか	はい	★いいえ	★が16
	17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	★はい	いいえ	
認知機能	18	周りの人から、「いつも同じことを聞く」など物忘れがあるとされますか	★はい	いいえ	★が1個以上
	19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	はい	★いいえ	
	20	今日が何月何日かわからない時がありますか	★はい	いいえ	
うつ	21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	★はい	いいえ	★が2個以上
	22	(ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	★はい	いいえ	
	23	(ここ2週間)以前は楽にできていたことが、今ではおっくうに感じられる	★はい	いいえ	
	24	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない	★はい	いいえ	
	25	(ここ2週間)わけもなく疲れた様な感じがする	★はい	いいえ	

6. 介護サービス利用計画（ケアプラン）の作成（介護保険）

居宅介護支援事業所に属する介護支援専門員（ケアマネジャー）は、本人及び家族等の相談に応じながら、希望や意向を把握し、保健・医療・福祉等の関係者と連携をとり、その方に必要なサービスが提供できるよう介護計画を作成します。

なお、要支援1・2と認定された方は、見附市地域包括支援センター（P2参照）に依頼し、介護予防サービス計画を作成します。（協議の上、見附市地域包括支援センターから、下記一覧表「支援」の欄に「委託」と記載の事業所に計画の作成を委託する場合があります。）

また、令和6年4月より、居宅介護支援事業所が介護予防支援事業所としての指定を受けることにより、要支援1または要支援2と認定された人のケアプランを作成できるようになりました。「支援」の欄に「○」のついている事業所には、直接申し込むことが可能です。

名 称	住 所	電 話 番 号	介護	支援
坂 井 園	見附市坂井町 81-1	61-2066	○	○
ラ ポ ー ル	見附市今町 5-17-19	66-0330	○	委託
フ ロ ー ラ	見附市新幸町 7-9	89-5883	○	○
ALPHAS さわやか苑見附柳橋ケアプランセンター	見附市柳橋町 295-2	61-5100	○	○
ケアプランのしきん庭	見附市学校町 1-5-25	86-8405	○	○
ケアプランセンターふくふく	見附市本所 1-25-52	84-7688	○	委託
大 平 園	見附市学校町 2-13-31	63-3100	○	○
ケ ア プ ラ ザ 見 附	見附市学校町 2-13-30	63-5100	○	委託
古 志 乃 里	見附市緑町 20 番 1 号	61-3550	○	委託

主に市内の方が利用している居宅介護支援事業所 （順不同）

ポイント

ケアプランの主役は本人や家族です。どのように暮らしたいか、自分で何ができるかを積極的に伝えて、自分にとって本当に必要なサービスを利用しましょう。

サービスの支給限度額について

右の表のとおり、要介護度ごとに在宅サービスの1ヶ月の支給限度額が設定されています。

支給限度額を超えて利用した場合、限度額を超えた分は、全額自己負担になります。

9ページ以降に在宅サービスの種類とその費用額を掲載しています。ケアマネジャーとサービス利用計画を立ててください。

要介護度区分	支給限度額（月額）
要 支 援 1	50,320円
要 支 援 2	105,310円
要 介 護 1	167,650円
要 介 護 2	197,050円
要 介 護 3	270,480円
要 介 護 4	309,380円
要 介 護 5	362,170円

7. 介護保険サービスの種類

① 在宅で利用できるサービス（介護保険）

家庭を訪問するサービス

訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーがご家庭を訪問して、排泄・食事・入浴などの身の回りのお世話や家事の援助を行います。

実施事業者（市内の事業者のみ掲載 順不同）

名 称	住 所	電 話 番 号
ふ る ま い 訪 問 介 護	見附市新幸町7-11	86-8009
ALPHAS さわやか苑見附柳橋ヘルプステーション	見附市柳橋町 295-2	61-5100
ケ ア セ ン タ ー こ ま ち	見附市市野坪町 1230-2	63-0007
た ん ぽ ぽ 介 護 セ ン タ ー	見附市学校町 1-5-25	61-1163
はあとふるあたご訪問介護ステーションみつ	見附市庄川町 852-1	62-5505
ヘルプステーション古志乃里	見附市緑町 20 番1号	84-7330
ホームヘルプ春日和見附	見附市本町4-2-33	62-3622

※「ケアセンターこまち」では、ヘルパーを利用している方を対象に、介護タクシーのサービスを行っています。

サービス費用の目安（表示額の1割（一部の方は2割または3割）が利用者の負担額です）

※事業所の体制やサービスの内容等によって、下記費用に加算されます。

訪問介護の種類ごとの費用の目安

身体介護 ・食事や入浴排泄の介助 ・衣類の着脱や体位交換 ・洗髪、爪切り、身体清拭など	生活援助 ・買い物、食事の用意、洗濯 ・主治医や保健師など関係機関との連絡など	乗車・降車の介助 通院などの際の乗車 降車の介助など
20分未満 1,630円 20分以上30分未満 2,440円 30分以上1時間未満 3,870円 1時間以上 5,670円 (30分を増すごとに820円を加算)	1,790円(20分以上45分未満) 2,200円(45分以上) ※ただし、同居家族がいる場合など、利用に制限があります。	970円(1回) ※送迎にかかる費用は別途自己負担になります。 要支援1・2の方は利用できません。

●訪問型サービス（現行相当サービス）（要支援1・2、事業対象者の方が利用できます）

標準的な内容の場合	1回につき	2,870円
所要時間20分以上45分未満の場合	1回につき	1,790円
所要時間45分以上の場合	1回につき	2,200円
短時間の身体介護が中心である場合	1回につき	1,630円

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

1日に複数回の定期的な巡回または随時通報により居宅を訪問し、安心して生活を送ることができるよう援助を行うとともに、療養生活を支援し、機能回復を目指します。

名 称	住 所	電 話 番 号
ふ る ま い 定 期 巡 回	見附市新幸町7-11	86-8009

家庭を訪問するサービス

訪問看護

医療機関や訪問看護ステーションの看護師がご家庭を訪問して、かかりつけの医師と連絡をとりながら、療養上のお世話や必要な診療の補助を行います。

実施事業者（市内の事業者のみ掲載）

名 称	住 所	電 話 番 号
ふるまい訪問看護リハビリステーション	見附市本所1-25-52	84-7415
訪問看護ステーション春日和見附	見附市本町4-2-33	62-3622

サービス費用の目安（表示額の1割（一部の方は2割または3割）が利用者の負担額となります）

- 介護予防訪問看護 4,510円（30分未満） 7,940円（30分以上1時間未満）
- 訪問看護 4,710円（30分未満） 8,230円（30分以上1時間未満）

※事業所の体制やサービスの内容等により、上記費用に加算されます。

訪問入浴介護

介護職員と看護職員が、自宅での入浴が困難な方のご家庭に移動入浴車で訪問して、入浴介護を行います。

実施事業者（市内の利用実績事業者のみ掲載 順不同）

名 称	住 所	電 話 番 号
ア レ ッ ク 北 栄 長 岡	長岡市雨池町44-5	28-0629
ツ ク イ 三 条	三条市東三条1-11-11	0256-36-7775

サービス費用の目安

表示額の1割（一部の方は2割または3割）が利用者の負担額となります。

- 1回につき 12,660円（要介護者）

訪問リハビリテーション

理学・作業療法士がご家庭を訪問して、日常生活の自立を助けるための機能訓練（リハビリ）を行います。訪問リハビリを実施している医療機関を退院後に必要に応じて利用できる場合がありますので、退院前に医療機関にお問合せください。

サービス費用の目安 表示額の1割（一部の方は2割または3割）が利用者の負担額です。

- 1回につき 3,080円

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などがご家庭を訪問して、要介護認定を受けた方やそのご家族等に療養上の管理、指導または相談・支援を行います。（料金は目安です）

医師	2回限度／月	5,150円／回	歯科医師	2回限度／月	5,170円／回
薬剤師（薬局）		5,180円／回	管理栄養士	2回限度／月	5,450円／回
歯科衛生士	4回限度／月	3,620円／回			

通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターなどの施設に通い、入浴・食事の提供・日常生活のお世話や生活機能訓練などを行います。また、要支援の方は、目標に合わせた選択的サービスが利用できます。

（★区分；通常規模型の他に小規模の地域密着型や認知症対応型の通所介護があります。）

実施事業者（市内の事業者のみ掲載 順不同）

名 称	住 所	電話番号	★区分		
			通常	地域	認知
デイサービスセンター 坂井園	見附市坂井町 81-1	61-2065	○	—	○
デイサービスセンター ラポール	見附市今町 5-17-19	66-0330	○	—	—
デイサービスセンター フローラ	見附市新幸町 7-9	89-5882	○	—	—
デイサービス ふるまい村	見附市新幸町 7-11	66-8825	—	○	—
ふるまいプラザ	見附市本所 1-25-52	63-3212	○	—	—
デイサービスセンター 大平園	見附市学校町 2-13-31	63-3500	○	—	—
デイサービスセンター 春日和見附	見附市葛巻町 1689-1	86-4843	○	—	—
けんこうクラブ	見附市新町 1-1-3	86-8109	—	○	—
はあとふるあたごデイサービスセンターみつ	見附市庄川町 852-1	62-5505	○	—	—
そいがあ亭	見附市南本町 3-5-22	89-7041	—	○	—
デイサービスセンター すずらの園	見附市田井町 1715-1	61-3520	○	—	—
はあとふるあたごグループホームみつ	見附市庄川町 855-1	89-8868	—	—	○

サービス費用の目安

標準的な費用です。（表示額の1割（一部の方は2割または3割）が利用者の負担額です）

※ 事業所の体制やサービスの内容等により、下記費用に加算されます。

●通所介護（7時間以上～8時間未満の場合）

★区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	入浴加算
通常規模型	6,580円	7,770円	9,000円	10,230円	11,480円	500円
地域密着型	7,530円	8,900円	10,320円	11,720円	13,120円	同上
認知症対応型	9,940円	11,020円	12,100円	13,190円	14,270円	同上

送迎は費用に含まれています。食事・おむつ代などは、自己負担です。

●通所型サービス（現行相当サービス）（要支援1、要支援2、事業対象者の方が利用できます）

1月に合計で4回まで	1回につき 4,360円
1月に合計で5～8回まで	1回につき 4,470円

通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や病院に通い、機能訓練や入浴・食事の提供を行います。また、要支援の方は、目標に合わせた選択的サービスが利用できます。

実施事業者

名 称	住 所	電 話 番 号
ケアプラザ見附	見附市学校町2-13-30	86-7122
いっぷく2番館	三条市帯織800	0256-45-0380

サービス費用の目安

標準的な費用です。（表示額の1割（一部の方は2割または3割）が利用者の負担額です）

※ 事業所の体制やサービスの内容等により、下記費用に加算されます。

●通所リハビリテーション（7時間以上～8時間未満の場合）1回あたり

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	入浴加算
7,620円	9,030円	10,460円	12,150円	13,790円	500円

送迎は、費用に含まれています。食事・おむつ代などは、自己負担です。

●介護予防通所リハビリテーション

- ・要支援1の場合は、1月あたり 22,680円
- ・要支援2の場合は、1月あたり 42,280円



多機能なサービス

小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、利用者の選択に応じて、訪問や短期間の泊まりを組み合わせ、多機能なサービスを受けることができます。

実施事業者

名 称	住 所	電 話 番 号
ケアガーデン新幸	見附市新幸町7-18	86-6775
ALPHAS さわやか苑見附柳橋多機能ケアセンター	見附市柳橋町295-2	61-5100
小規模多機能ふるまい村	見附市新幸町7-11	86-8699

介護保険サービスの費用の目安（月額）

（表示額の1割（一部の方は2割または3割）が利用者の負担額です）

※事業所の体制やサービスの内容等により、下記費用に加算されます。

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要支援1	要支援2
104,580円	153,700円	223,590円	246,770円	272,090円	34,500円	69,720円

送迎は、費用に含まれています。食事代は実費です。泊まりのサービスは、宿泊に要する費用がかかります。

施設への短期入所サービス

7. 介護保険サービスの種類

①在宅で利用できるサービス（介護保険）

短期入所療養介護（ショートケア）

介護老人保健施設に短期間入所し、医学的管理のもとに、入浴・食事の提供・日常生活のお世話や機能訓練（リハビリ）などを行います。

実施事業者（市内事業者のみ掲載）

名 称	住 所	電 話 番 号
ケ ア プ ラ ザ 見 附	見附市学校町2-13-30	63-5100

サービス費用の目安（多床室）

（表示額の1割（一部の方は2割または3割）が利用者の負担額です）

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要支援1	要支援2
8,300円	8,800円	9,440円	9,970円	10,520円	6,130円	7,740円

※事業所の体制やサービスの内容等によって、上記費用に加算されます。

短期入所生活介護（ショーツステイ）

介護老人福祉施設に短期間入所し、入浴・食事の提供・日常生活のお世話や機能訓練（リハビリ）などを行います。

実施事業者（見附市および近隣市町村事業者のみ掲載 順不同）

名 称	住 所	電 話 番 号
フ ロ ー ラ	見附市新幸町7-9	89-5880
大 平 園	見附市学校町2-13-31	63-3500
す ず ら ん の 園	見附市田井町1715-1	61-3520
か つ ぼ 園	長岡市加津保町1695-2	44-8338
中 之 島	長岡市中之島2105-6	61-2828

サービス費用の目安（併設型・多床室）

（標準的な費用です。表示額の1割（一部の方は2割または3割）が利用者の負担額です）

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要支援1	要支援2
6,030円	6,720円	7,450円	8,150円	8,840円	4,510円	5,610円

※事業所の体制やサービスの内容等により、上記費用に加算されます。

※施設への短期入所サービスの食費・滞在費（居室代）は、利用者の自己負担となります。ただし、世帯全員が市民税非課税かつ、預貯金等の額が一定の基準額以下の場合、減免を受けられる制度があります。詳しくは、介護保険係へお問い合わせ下さい。

福祉用具の貸与・購入

介護用ベッドや車椅子・歩行器などの福祉用具のレンタルを行います。
レンタルの費用は、用具の種類や事業者により異なり、利用者負担は1割（一部の方は2割または3割）です。

※福祉用具のレンタルについて、要支援1・2および要介護1の方は、（原則）保険給付の対象と
ならない用具があります。

また、入浴や排泄に用いる福祉用具は購入となります。（一部レンタルと選択可）
年間10万円を限度とし、その費用の9割（一部の方は8割または7割）を保険給付分と
して支給します。購入は特定福祉用具販売（特定介護予防福祉用具販売）の指定を受けて
いる販売店（下記参照）にて購入してください。

（いったん全額を自己負担していただき、後日保険給付分が支給されます。）

福祉用具の貸与・購入をする場合は、事前にケアマネジャーまたは
健康福祉課介護保険係までご相談ください。



実施事業者（市民の主な利用実績事業者のみ掲載 順不同）

名 称	住 所	電 話 番 号
（株）ケンブリッジ中越営業所	見附市今町 5-38-23	84-7300
見附福祉会 福祉用具センター	見附市学校町 2-13-31	63-3503
（株）アルプスビジネスクリエーション長岡店	長岡市高見町 549-1	25-0883
ア レ ッ ク 北 栄 長 岡	長岡市雨池町 44-5	28-0629
越後交通㈱介護事業部長岡営業所	長岡市東栄 3-3-6	30-1090
シルバーサポート長岡店	長岡市蓮湯町 字五郎作 428 番 7	27-3306
ダスキンヘルスレント長岡ステーション	長岡市西津町 3811-2	29-4294
エフビー介護サービス(株)長岡営業所	長岡市高見町 965-1	89-6155
ク ス リ の み ど り	小千谷市城内 1-1283-3	83-0330
さくらメディカル(株)県央営業所	三条市西裏館 2-6-2	0256-36-0800
㈱フロンティア三条営業所	三条市須頃 2-23	0256-46-8252
ALPHAS さわやか苑県央福祉用具サービス	三条市北入蔵 2-7-14	0256-46-0560

住 宅 の 改 修

7. 介護保険サービスの種類

①在宅で利用できるサービス（介護保険）

手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修費を、工事費用の20万円を限度とし、その費用の9割（保険給付分、一部の方は8割または7割）を支給します。（いったん全額を自己負担していただき、後日保険給付分が支給されます。）

工事の前に申請が必要です。申請前に工事を始めると、住宅改修費は支給されません。

<対象となる工事の内容>

- 廊下や階段、浴室やトイレなどへの手すりの設置
- 床の段差解消
- すべり防止などのための床または通路面の材料の変更
- 引き戸などへの扉の取り替え
- 洋式便器等への便器の取り替え



<利用の手順>

事前申請



- 担当のケアマネジャー（いない場合は、地域包括支援センターなど）に相談し、住宅改修の内容について決めます。
- 内容の決定後、必要書類を作成し、事前申請書を市役所健康福祉課介護保険係へ提出してください。

内容の確認 ⇒ 承認



- 提出された事前申請書を確認後、発行する「住宅改修費承認通知書」を受け取り、工事を開始してください。
- 承認後、改修内容に変更があった場合は、速やかに介護保険係へ連絡してください。

工事 ⇒ 完成



- 完成したら、施工業者へ改修金額を支払い、領収書を受け取ってください。
- ケアマネジャーなどへ連絡し、支給申請の準備を始めてください。

支給申請（事後申請）⇒ 支給

- 必要書類を作成し、見附市役所健康福祉課介護保険係へ支給申請書を提出します。
- 提出された申請書を確認後、指定の口座に支給額を振り込みます。

② 施設に入所して利用するサービス（介護保険）

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

常時介護が必要で、自宅での生活が困難な方に、日常生活や療養上のお世話を行います。原則、要介護3以上の方が入所できます。

実施事業者（市内及び近隣の施設のみ掲載 順不同）

名 称	住 所	電 話 番 号
ケ ア ガ ー デ ン 新 幸	見附市新幸町 7-18	86-6775
フ ロ ー ラ	見附市新幸町 7-9	89-5880
大 平 園	見附市学校町 2-13-31	63-3500
古 志 乃 里	見附市緑町 20-1	62-1600
す す ら ん の 園	見附市田井町 1715-1	61-3520
か つ ぼ 園	長岡市加津保町 1695-2	44-8338
い す み 苑	長岡市栃尾泉 419-2	53-2211
サ ン ホ ー ム	長岡市楡原 784-13	52-0151
中 之 島	長岡市中之島 2105-6	61-2828
さ か え の 里	三条市福島新田丁 1481-1	0256-45-0500
平 成 園	加茂市石川 2-2472-1	0256-52-1711

小規模な特別養護老人ホーム（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所し、日常生活や療養上のお世話、機能訓練を行います。原則、要介護3以上の方（市内在住の方のみ）が入所できます。

実施事業者

名 称	住 所	電 話 番 号
ア ッ ト ホ ー ム 今 町	見附市今町 5-41-37	66-0334
い い ね か 邸	見附市本所 1-25-70	86-6065

老人保健施設（介護老人保健施設）

病状が安定した方が、在宅復帰できるように、看護・機能訓練・介護を中心としたケアを行います。要介護1以上の方が入所できます。

実施事業者（市内及び近隣の施設のみ掲載 順不同）

名 称	住 所	電 話 番 号
ケ ア プ ラ ザ 見 附	見附市学校町 2-13-30	63-5100
悠 遊 苑	長岡市日越 337	47-8511
楽 山 苑	長岡市宮沢 327-1	42-3500
い っ ぽ く 2 番 館	三条市帯織 800	0256-45-0380
ぶ ん す い	燕市笈ノ島 104-5	0256-91-3333

介護医療院

7. 介護保険サービスの種類

②施設に入所して利用するサービス（介護保険）

急性期の治療を終え、長期にわたり療養を必要とする方に、医療のケアと介護を行います。要介護1以上の方が入所できます。

実施事業者（市内及び近隣の施設のみ掲載 順不同）

名 称	住 所	電 話 番 号
田 宮 病 院 介 護 医 療 院	長岡市深沢町 2300	46-3200
介護医療院 長岡保養園すま居る	長岡市町田町 575	32-4040
か も し か 病 院 介 護 医 療 院	三条市南五百川 80	0256-41-3131
三 条 東 病 院 介 護 医 療 院	三条市北入蔵 2-17-27	0256-38-1133
富 永 草 野 病 院 介 護 医 療 院	三条市興野 2 丁目 2-25	0256-36-8777

グループホーム（認知症対応型共同生活介護）

比較的安定した認知症高齢者が、身近な生活圏域ごとに、介護スタッフの支援を受け、家庭的な環境の中で、日常生活の支援や趣味活動、機能訓練などを受けながら、共同生活を行います。認知症の診断がある要支援2以上の方（市内在住の方のみ）が利用できます。

実施事業者（市内施設のみ掲載 順不同）

名 称	住 所	電 話 番 号
ア ッ ト ホ ー ム 今 町	見附市今町 5-41-37	66-0334
ケ ア ガ ー デ ン 新 幸	見附市新幸町 7-18	86-6775
そ よ 風	見附市本町 4-2-25	61-3090
す す ら ん の 園	見附市田井町 115-1	63-5260
グループホームふるまい見附	見附市本所 1-26-25	86-8111
はあとふるあたごグループホームみつけ	見附市庄川町 855-1	89-8868

ケアハウス（軽費老人ホーム）

60歳以上の自立した高齢者が、安心した生活の場として利用する施設です。食事の用意はありますが、ほかには介護保険サービスを利用しながら自立生活を行います。

実施事業者（見附市および近隣市町村事業者のみ掲載 順不同）

名 称	住 所	電 話 番 号
す す ら ん の 園	見附市田井町 1715-1	61-3520
岡 南	長岡市渡沢町字早田 53	23-7512
わ ら び 園	長岡市浦 3060	41-3170
出雲崎グレートヒルズ	三島郡出雲崎町大字 上中条 14-4	41-7600
サ ン ホ ー ム	三条市曲渕 3-3-7	0256-36-7560
い っ ぽ く	三条市庭月 630-4	0256-41-3322

介護付有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）

他の入居者との共同生活に適應できる高齢者が入居できます。

常時介護職員がおり、介護保険のサービスを利用することができます。食事、入浴、排せつの介助や日常生活の世話などを受けることができます。

入居の条件については、各施設へお問い合わせください。

実施施設（市内施設のみ掲載）

名 称	住 所	電 話 番 号
ハートフルケア見附	見附市本所1-17-32	61-1765
つばきの郷	見附市樺沢町1825-1	62-2231

住宅型有料老人ホーム

65歳以上の高齢者向けの賃貸住宅です。介護保険のサービスの提供はありません。

介護保険のサービスが必要な方は、別に契約をする必要があります。

実施施設（市内施設のみ掲載）

名 称	住 所	電 話 番 号
ふるまい村	見附市新幸町7-11	66-8825
たんぽぽの家	見附市学校町2-1-58	61-1163
ワールドステイ見附中央	見附市葛巻町1662-1	89-6418

サービス付き高齢者向け住宅

高齢者が安心して生活できる設備や、サービスを備えた高齢者専用の賃貸住宅です。常駐職員がおり、安否確認や緊急時の対応などを行います。介護保険のサービスの提供はありません。介護保険のサービスが必要な方は、別に契約をする必要があります。

実施施設（市内施設のみ掲載）

名 称	住 所	電 話 番 号
ALPHAS さわやか苑見附柳橋シルバーハウス	見附市柳橋町295-2	61-5100
ふるまいの家	見附市本所1-25-53	61-0750
ワールドステイ見附	見附市本町4-2-33	62-3622

養護老人ホーム（措置入所施設）

概ね65歳以上で、環境上の理由及び経済的理由により、居宅での生活が困難な方が入所し、社会復帰の促進や自立した生活を送ることができるよう、必要な指導及び訓練等を行う施設です。入所申請（戸籍謄本や医師の診断書、年金証書などが必要）を提出し、入所判定部会で入所判定を受ける必要があります。

実施施設（市民の方が利用している施設のみ掲載）

名 称	住 所	電 話 番 号
龍 宮 荘	見附市本明町1694	62-1087

8. 主な軽減制度一覧（介護保険）

介護保険制度では、所得の少ない方に対する利用者負担の軽減制度があります。
申請が必要な制度もあるので、それぞれの軽減制度に該当すると思われる方は、健康福祉課介護保険係へ相談してください。

区 分	項 目	内 容
保険料	① 所得段階別設定	本人の「所得」や「市民税の課税状況」、世帯(※1)の「市民税の課税状況」に応じて算定し、負担能力に応じて1～3段階に設定しています。
	② 保険料の減免	災害等の特別な事情により、保険料の負担が困難と認められた場合は、申請に基づき、徴収猶予や減免が受けられます。 (主な減免条件：災害、生計維持者の死亡、失業、又は干ばつ、冷害などにより、収入が著しく減少した場合等)
利用料	③ 高額介護サービス費の支給	世帯(※1)で1月に支払った介護費用が、所得区分に応じた上限額を超えた場合、申請に基づき、費用の一部が払い戻されます。 (市で計算し、該当の方に申請のご案内をしています。) * 市民税世帯非課税等の方は、この上限額が低く設定されています。段階ごとの上限額は21ページの一覧表を参照してください。 ※対象となる介護費用：利用者が負担する1割～3割に限ります。 (福祉用具購入費、住宅改修費、食費・居住費、日常生活費等は対象外です。)
	④ 高額医療合算介護サービス費の支給	介護保険と医療保険を両方利用した場合に、世帯(※2)で1年間に支払った介護費用と医療費用の合計が、所得区分に応じた上限額を超えた場合に、申請に基づき、費用の一部が払い戻されます。(医療保険者で計算し、該当の方に申請のご案内をしています。) * 市民税世帯非課税等の方は、この上限額が低く設定されています。 ※対象となる介護費用：高額介護サービス費と同じ範囲で、高額介護サービス費、高額療養費を支給した後の負担額が対象です。
	⑤ 介護保険施設等における食費・居住費の減額 (負担限度額認定)	市民税世帯非課税等(世帯が別の配偶者を含む)の方が、施設入所や短期入所(ショートステイ)を利用した時の食費・居住費が、本人の年金収入や所得、本人と配偶者の預貯金等の状況に応じ、段階ごとに軽減されます。 段階ごとの要件や、軽減後の食費・居住費は、22ページの一覧表を参照してください。 該当する方は、申請をし、認定を受けてください。 申請には、預貯金等の状況が確認できる本人及び配偶者の通帳の写し(次の①～③)等が必要です。預貯金等の詳細は22ページを参照してください。 ①銀行名、支店名、口座名義の記載されたページ ②直近2月分の内容と最終残高がわかるページ ③総合口座の場合は定期や貯蓄預金等の明細がわかるページ

利用料	⑥ 市民税課税世帯に 対する食費・居住 費の特例減額	世帯課税(前ページの食費・居住費の減額の対象外の方)の場合でも、高齢夫婦の世帯等で、一方が施設入所した場合、在宅で生活する配偶者の生計が困難になるときは、申請に基づき、食費・居住費の負担を利用者負担第3段階へ変更することができます。 <u>※主な減免条件：次の6つ条件全てにあてはまること。</u> ①施設入所時点で世帯の構成数が2名以上であること。 ②世帯に市民税課税者がいること。 ③施設入所で第4段階の食費・居住費を負担し、世帯の年間収入から施設利用の介護費用・食費・居住費を除いた額が82万6千5百円以下であること。 ④世帯の預貯金額等が450万円以下。 ⑤住んでいる家屋以外の活用できる資産がないこと。 ⑥介護保険料の滞納がないこと。
	⑦ 利用者負担額の 減免	災害等の特別な事情により、介護費用の支払いが困難と認められた場合は、申請に基づき、費用の一部が減免されます。 (主な減免条件：災害、生計維持者の死亡、失業、又は干ばつ、冷害などにより収入が著しく減少した場合等)
	⑧ 社会福祉法人に よる軽減	社会福祉法人が実施している介護サービスを利用している方で、一定の条件を満たしていれば、申請に基づき、介護費、食費、居住費の2分1又は4分の1が軽減されます。 <u>※主な減免条件：次の6つ条件全てにあてはまること。</u> ①市民税非課税者であること。 ②年間収入が単身で150万以下であること。 ③預貯金等の額が単身で350万以下であること。 ④住んでいる家屋以外の活用できる資産がないこと。 ⑤介護保険料の滞納がないこと。 ⑥負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
	⑨ 生活福祉資金の 貸付	介護費用等を一時的に融通できないとき、無利子又は低い金利で貸付を行っています。 窓口は、見附市社会福祉協議会です。

世帯(※1)・・・住民基本台帳上の世帯

世帯(※2)・・・医療保険が同じ世帯

③高額介護サービス費

8. 主な軽減制度一覧(介護保険)

区 分		負担の上限額(月額)
第 1 段階	生活保護を受給している方等	15,000 円(世帯)
第 2 段階	前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が 82 万 6 千 5 百円以下の方等	15,000 円(個人) 24,600 円(世帯)
第 3 段階	世帯の全員が市民税非課税	24,600 円(世帯)
第 4 段階	市民税課税~課税所得 145 万円(年収約 383 万円)未満	44,400 円(世帯)
第 5 段階	課税所得 145 万円(年収約 383 万円)以上~課税所得 380 万円(年収約 770 万円)未満	44,400 円(世帯)
第 6 段階	課税所得 380 万円(年収約 770 万円)以上~課税所得 690 万円(年収約 1,160 万円)未満	93,000 円(世帯)
第 7 段階	課税所得 690 万円(年収約 1,160 万円)以上	140,100 円(世帯)

④高額医療合算介護サービス費

(70 歳以上の場合)

区 分		自己負担限度額 (年額※)
低所得区分Ⅰ	市民税非課税世帯(年金収入 80 万円以下など)	19 万円
低所得区分Ⅱ	市民税非課税世帯	31 万円
一般	課税所得 145 万円未満の世帯	56 万円
現役並み所得者	課税所得 145 万円以上 380 万円未満の世帯	67 万円
	課税所得 380 万円以上 690 万円未満の世帯	141 万円
	課税所得 690 万円以上の世帯	212 万円

※毎年 8 月 1 日~翌年 7 月 31 日までの 1 年間

⑤食費・居住費の減額（負担限度額認定）

8. 主な軽減制度一覧（介護保険）

【段階ごとの減額認定の要件】

利用者 負担段階	対象者の要件		預貯金等(※1)の要件 ()内は夫婦の場合)
第1段階	・生活保護受給者		預貯金の要件なし
	・世帯(※2)全員が市民税非課税である老齢福祉年金受給者		1,000万円以下 (2,000万円以下)
第2段階	・世帯(※2) 全員が市民 税非課税	本人の年金収入金額(※3)＋ 合計所得金額が82万6千5百円以下	650万円以下 (1,650万円以下)
第3段階①		本人の年金収入金額(※3)＋合計所得金額が 82万6千5百円超～120万円以下	550万円以下 (1,550万円以下)
第3段階②		本人の年金収入金額(※3)＋ 合計所得金額が120万円超	500万円以下 (1,500万円以下)
第4段階 (基準費用額)	・市民税世帯(※2)非課税で上記の年金収入や預貯金等の要件を満たさなかった方 ・市民税世帯課税の方		

※1 預貯金等に含まれるものは、普通・定期・貯蓄預金の他、有価証券、投資信託、金銀などの貴金属（口座のあるもの）、タンス預金（現金）です。生命保険や時価評価額の把握が難しい貴金属は含まれません。また、40歳～64歳の第2号被保険者の場合は、第2段階～第3段階②であっても、単身1,000万円(夫婦2,000万円)以下となります。

※2 世帯が別になっている配偶者を含みます。

※3 年金収入金額には非課税年金(遺族年金、障害年金等)を含みます。

注1 市民税世帯課税で、施設入所時点の世帯の構成数が2名以上である場合、食費・居住費の軽減を受けられないことにより、生活が困窮する場合などで、申請により、利用者負担を第3段階に戻す取扱い(20頁⑥)をすることがあります。

上記要件に該当する場合、下記の該当する段階の負担減限度額認定証を交付します。申請した日が属する月の初日から適用となり、有効期間は次の7月31日までです。毎年、更新申請が必要なため、更新申請のご案内を6月中旬頃郵送しています。

【段階ごとの負担限度額】

利用者 負担段階	居住費(滞在費)(日額)							食費(日額) の限度額 ()は ショートステイ
	ユニット型 個室	ユニット型 個室の 多床室	従来型個室		多床室			
			特養 (※1)	特養以外 (※2)	特養 (※1)	特養以外(※2)		
						室料徴 収あり	室料徴 収なし	
第 1 段階	880 円	550 円	380 円	550 円	0 円	0 円	0 円	300 円 (300 円)
第 2 段階	880 円	550 円	480 円	550 円	430 円	430 円	430 円	390 円 (600 円)
第 3 段階①	1,370 円	1,370 円	880 円	1,370 円	430 円	430 円	430 円	680 円 (1,030 円)
第 3 段階②	1,470 円	1,470 円	980 円	1,470 円	530 円	530 円	430 円	1,420 円 (1,360 円)
第 4 段階 (基準費用額) (※3)	2,066 円	1,728 円	1,231 円	1,728 円	915 円	697 円	437 円	1,545 円

※1 「特養」とは、特別養護老人ホーム、短期入所生活介護(ショートステイ)です。

※2 「特養以外」とは介護老人保健施設、介護医療院、短期入所療養介護(医療型ショートステイ)です。

※3 基準費用額は国が示した基準的な額であり、実際は施設により異なります。

9. 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

総合事業は、介護保険制度の中で行われる事業の一つです。高齢者が生活力を高め、住み慣れた地域で社会とつながりを持ち続けるために、「介護予防の取組」、「日常生活の支援」、「地域の支え合いの体制づくり」を推進していきます。

総合事業は2つの事業で構成されます

	サービスの利用が可能な方
1. 介護予防・生活支援サービス ▶ P.25、P.28へ	・要支援1、2の方 ・基本チェックリスト（P.7）の結果により、生活機能の低下が見られ、介護予防ケアマネジメントにより、サービスの利用が必要とされた方（以下、「事業対象者」と呼びます。）
2. 一般介護予防事業 ▶ P.25、P.29へ	65歳以上（第1号被保険者）の方

総合事業の特徴

特徴①

要支援の訪問介護（ヘルパー）と通所介護（デイサービス）について

従来のサービスに加えて、身体介護の必要性が少ない方向けの自立を見据えたサービスとして、市独自の基準によるサービスを提供します。

特徴②

サービス利用の手続きが一部簡略化されています

介護認定更新時、訪問介護（ヘルパー）と通所介護（デイサービス）のみを利用する高齢者が引き続きサービスの利用を希望する場合、基本チェックリストに回答して事業対象者の認定を受けることで、介護認定の申請をしなくても、サービスを継続して利用できます。

また、訪問介護（ヘルパー）と通所介護（デイサービス）のみの利用を初めて希望される場合も同様です。

特徴③

自立支援・介護予防を目指します

自分でできることは自分で行い、今より重症化しないようにサービスを利用します。サービス利用に合わせて目標を立て、その目標達成に向けてサービスを利用します。目標が達成した後は、自立に向けた次のステップに移っていきます。

よくあるお問合せ

Q デイサービス（通所介護）やホームヘルパー（訪問介護）のサービスは介護認定申請をしなくても利用できませんか？

A いいえ、できます。上記の総合事業の特徴②のとおり、「基本チェックリスト」という厚生労働省が定めた質問項目の結果により、要支援者に相当する生活機能の低下が見られた方は、介護認定を受けなくても、デイサービスやホームヘルパーなどの介護予防・生活支援サービスが利用できます。サービス利用のための手続きが一部簡略化されるので、より迅速にサービス利用ができます。なお、要介護や要支援の方が利用する給付サービスが必要となった時はいつでも介護認定申請ができます。

10. 介護予防サービス・支援計画書（ケアプラン）の作成（総合事業）

介護予防サービス・支援計画書（ケアプラン）は、担当する地域包括支援センターまたは、居宅介護支援事業所が作成します。ケアプランは、本人及び家族等の相談に応じながら、希望や意向を把握し、保健・医療・福祉等の関係者と連携をとり、その方に必要なサービスが提供できるように作成します。

事業対象者の1か月の利用限度額は、要支援1と同様の50,320円です。

※ サービス利用までの流れは、P.6を参照してください。

■見附市地域包括支援センター（1頁参照）

■主に市内の方が利用している居宅介護支援事業所（順不同）

名 称	住 所	電 話 番 号
大 平 園	見附市学校町2-13-31	63-3100
ケ ア プ ラ ザ 見 附	見附市学校町2-13-30	63-5100
ケ ア プ ラ ン の し き ん 庭	見附市学校町1-5-25	86-8405
古 志 乃 里	見附市緑町20番1号	61-3550
坂 井 園	見附市坂井町81-1	61-2066
ALPHAS さわやか苑見附柳橋ケアプランセンター	見附市柳橋町295-2	61-5100
ケ ア プ ラ ン セ ン タ ー ふ く ふ く	見附市本所1-25-52	84-7688
フ ロ ー ラ	見附市新幸町7-9	89-5883
ラ ポ ー ル	見附市今町5-17-19	66-0330

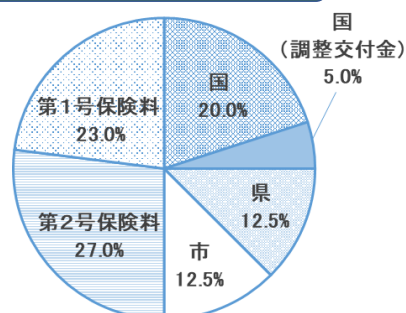
よくあるお問合せ

Q 目標を達成したら、サービスの利用はやめなければいけないのですか？
ずっと利用したいです。

A 介護保険は、あなたの日常が暮らしやすくなるように、自立を支援する制度です。目標を達成したことは、あなたの生活機能に変化があったという大きな成果です。その成果を維持できるよう、日々の生活の中であなた自身ができることを続けていきましょう。サービスが必要になった時は、またいつでも利用することができますので、その際は最寄りの地域包括支援センターにご相談ください。

総合事業は皆さんと社会全体で支えている制度です

総合事業は40歳以上の皆さんから納めていただく保険料と国と県及び市からの公費（税金）を財源としています。
サービスにかかる費用（各サービス毎に記載されている標準的なサービスの費用）のうち、利用者は1割～3割を負担し、残りは介護保険から給付されます。



11. 総合事業サービスの種類

総合事業の対象者は、要支援認定を受けた方、基本チェックリスト（P.7）により、生活機能の低下がみられる方（以下「事業対象者」といいます。）が利用できる、＜介護予防・生活支援サービス事業＞と、65歳以上の方が利用できる、＜一般介護予防事業＞があります。

◆令和7年度実施事業一覧

介護予防・生活支援サービス事業	【対象者】 ・要支援認定を受けた方 ・基本チェックリスト（P.7）により、生活機能の低下がみられる方
------------------------	--

1. 訪問型サービス事業	
①訪問介護 （従前相当サービス）	介護予防を目的とする入浴、排泄、食事等の身体介護や生活援助を行います。
②訪問型サービスA （緩和した基準によるサービス）	介護予防を目的とする生活援助等の多様なサービス（調理、掃除、ゴミ出し、買い物等）します。
2. 通所型サービス事業	
①通所介護 （従前相当サービス）	介護予防を目的とする入浴、排泄、食事等の介護等の日常生活上の支援や機能訓練を行います。
②通所型サービスA （緩和した基準によるサービス）	閉じこもり予防や自立支援に資する通所事業を実施します。
③通所型サービスC （短期集中予防サービス） ・いきいき貯筋教室	保健・医療の専門職が、生活行為の改善を目的とした効果的な介護予防プログラムを実施します。

一般介護予防事業	【対象者】 65歳以上の方
-----------------	----------------------

1. 介護予防普及啓発事業	
①健幸カラオケ教室	毎週1回、「うたと音楽」を活用して、筋肉トレーニングやストレッチ等の体操を行います。
②脳の健康教室 （7～12月）	毎週1回6か月間、認知症予防のための簡単な読み書き・計算等をします。
③いきいき健康運動教室	週1～2回3か月間、個別プログラムによる体力維持向上を目指します。
④介護予防教室	閉じこもり予防や自立支援に資する通所事業を実施します。
2. 地域介護予防活動支援事業	
①介護支援ボランティア ポイント事業	介護施設などでボランティア活動を行った場合、換金可能なポイントを付与します。

介護予防・生活支援サービス事業

1. 訪問型サービス

① 訪問介護（従前相当サービス）

ホームヘルパーがご家庭を訪問して、身体介護（※1）や生活援助（※2）を行います。



実施事業所（市内の事業所のみ掲載 順不同）

名 称	住 所	電 話 番 号
ケ ア セ ン タ ー こ ま ち	見附市市野坪町1230-2	63-0007
た ん ぽ ぽ 介 護 セ ン タ ー	見附市学校町1-5-25	61-1163
はあとふるあたご訪問介護ステーションみつけ	見附市庄川町852-1	62-5505
ふ る ま い 訪 問 介 護	見附市新幸町7-11	86-8009
ヘルパーステーション古志乃里	見附市緑町20番1号	84-7330
ALPHAS さわやか苑見附柳橋ヘルパーステーション	見附市柳橋町295-2	61-5100
ホ ー ム ヘル プ 春 日 和 見 附	見附市本町4-2-33	62-3622

●サービス費用の目安（表示額の1割（一部の方は2割または3割）が利用者の負担額です）

身体介護（※1）と生活援助（※2）の混合型 2,870円

所要時間 20分以上 45分未満で生活援助（※2）が中心である場合 1,790円

所要時間 45分以上で生活援助（※2）が中心である場合 2,200円

所要時間 20分未満で身体介護（※1）が中心である場合 1,630円

② 訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）

介護予防を目的として、生活援助（※2）を中心に行います。

実施事業所（市内の事業所のみ掲載 順不同）

名 称	住 所	電 話 番 号
ケ ア セ ン タ ー こ ま ち	見附市市野坪町1230-2	63-0007
ALPHAS さわやか苑見附柳橋ヘルパーステーション	見附市柳橋町295-2	61-5100

●サービス費用の目安（表示額の1割（一部の方は2割または3割）が利用者の負担額です）

所要時間 20分以上 45分未満の場合 1,440円

所要時間 45分以上の場合 1,760円

※1：身体介護…利用者の自立支援や重度化防止等を目的として行う、入浴介助・排泄介助・食事介助等のサービスをいいます。

※2：生活援助…身体介護以外のサービスで、利用者が日常生活を営むことを支援する、調理、掃除、ゴミ出し、買い物等のサービスをいいます。

2. 通所型サービス

① 通所介護（従前相当サービス）

介護予防を目的とする入浴、排泄、食事等の介護等の日常生活上の支援や機能訓練を行います。

実施事業所（市内の事業所のみ掲載 順不同）

名 称	住 所	電 話 番 号
け ん こ う ク ラ ブ	見附市新町1-1-3	86-8109
そ い が あ 亭	見附市南本町3-5-22	89-7041
デイサービスセンター大平園	見附市学校町2-13-31	63-3500
デイサービスセンター坂井園	見附市坂井町81-1	61-2065
デイサービスセンターすずらの園	見附市田井町1715-1	61-3520
デイサービスセンター春日和見附	見附市葛巻町1689-1	86-4843
デイサービスセンターフローラ	見附市新幸町7-9	89-5882
デイサービスセンターラポール	見附市今町5-17-19	66-0330
デ イ サ ー ビ ス ふ る ま い 村	見附市新幸町7-11	66-8825
ふ る ま い プ ラ ザ	見附市本所1-25-52	63-3212

サービス費用の目安（表示額の1割（一部の方は2割または3割）が、利用者の負担額です）

●通所型サービス費

1月の中で合計4回まで 1回につき 4,360円

1月の中で合計5～8回まで 1回につき 4,470円

② 通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）

外出や交流などを目的として、閉じこもり予防や自立支援に資する通所事業を実施します。

実施事業所（順不同）

名 称	住 所	電 話 番 号	曜 日	時 間
ケアプラザ見附	見附市学校町2-13-30	86-7122	火・木	13:15～14:45
そいがあ亭	見附市南本町3-5-22	89-7041	火・木	10:00～12:00
デイサービスセンター 大平園	見附市学校町2-13-31	63-3500	火・木	9:30～11:30
デイサービスセンター 坂井園	見附市坂井町81-1	61-2065	月～金	9:30～12:00
デイサービスセンター 中之島	長岡市中之島2105-6	61-2823	水	9:30～11:30
デイサービスセンター フローラ	見附市新幸町7-9	89-5882	月～金	10:00～14:00
ふるまいクラブ	見附市新幸町7-11	66-8825	水	9:00～11:00 14:00～16:00

サービス費用の目安（表示額の1割（一部の方は2割または3割）が、利用者の負担額です）

●通所型サービス費

1月の中で合計4回まで 1回につき 3,490円

1月の中で合計5～8回まで 1回につき 3,580円

③ 通所型サービスC（短期集中型サービス）

保健・医療の専門職が、生活行為の改善を目的とした効果的な介護予防プログラムを実施します。

◎ いきいき貯筋教室

毎週1回6か月間、理学療法士、作業療法士等の指導で、個々の体力にあった筋力強化運動やバランス運動等を行い、運動器の機能向上を目指します。

原則、年1回の利用となります。

希望者には送迎があり、利用料は1回500円です。

実施事業所（市内の事業所のみ掲載）

名 称	住 所	電 話 番 号	開 催 日
ケ ア プ ラ ザ 見 附	見附市学校町2-13-30	86-7122	毎週水曜日 13:00~15:00



一般介護予防事業

11. 総合事業サービスの種類
介護予防・生活支援サービス事業

介護予防を目的とした事業です。要支援認定者及び介護予防サービス（通所介護等）を利用されている方で、参加を希望される場合は、見附市へお問合せください。（☎61-1350まで）

1. 介護予防教室

◇運動器の機能向上・認知機能の向上・口腔機能向上◇

月に2回程度、転倒骨折予防のための運動や、生活機能向上につながる実習、レクリエーション等を行います。

会場・日時	中央公民館	毎月第2・4火曜日	午前10時～11時30分
	今町公民館	毎月第2・4木曜日	午前10時～11時30分
	ネーブルみつけ	毎月第1・3木曜日	午前10時～11時30分
対象者	65歳以上の市民で、転倒骨折へ心配がある方、自立した生活に不安のある方 要介護1～5の介護保険の認定を受けていない方		
利用料	1回200円		

2. 健幸カラオケ教室

◇運動器の機能向上・認知機能の向上・口腔機能向上◇

週1回、「うたと音楽」を活用して、筋力トレーニングやストレッチ等の体操を行います。

会場・日時	ネーブルみつけ	毎週水曜日	午後1時30分～3時
対象者	65歳以上の市民で、医師に運動を禁止されていない方 要介護1～5の介護保険の認定を受けていない方		
利用料	1回200円		

3. 脳健康教室

◇認知機能の向上◇

毎年7月から12月までの6ヶ月間、毎週1回、認知機能の向上のための簡単な読み書き、計算などを行います。

会場・日時	中央公民館	7月～12月 毎週木曜日	午後1時30分～3時30分
	ネーブルみつけ	7月～12月 毎週金曜日	午前9時30分～11時30分
	今町公民館	7月～12月 毎週金曜日	午後1時30分～2時45分
対象者	65歳以上の市民で、認知症を予防したい、自力で教室に通える方 要介護2～5の介護保険の認定を受けていない方 ※要介護1の方は要相談		
利用料	月額2,000円（教材費）		

4. 健康運動教室

◇運動器の機能向上◇

個別のプログラムによる運動教室へ3ヶ月間、週2回通い、体力の維持向上を図り、寝たきりを予防します。個別の体力、身体状況に対応した運動（有酸素運動・筋力トレーニング）に取り組みます。詳細は健康福祉課 健幸づくり係へお問合せください。

会場	ネーブルいきいき健康づくりセンター		
	武道館いきいき健康づくりセンター		
	今町ふれあいプラザ		
対象者	30歳以上の市民で、医師に運動を禁止されていない方		
利用料	月額1,500円（教材費）		

12. 介護保険制度外の高齢者福祉サービス

介護保険の認定にかかわらず利用できるサービス

サービス名	内 容	対 象 者	利用料等
緊急通報装置の設置	緊急時の通報装置と安否確認センサーの貸与、月1回の元気確認電話、電話相談受付をします。	一人暮らしの高齢者または高齢者のみ世帯。 (申請時には、親戚の方、近所の方、民生委員の3名の協力員が必要です。)	◆固定回線型： 月額 500 円 ◆無線型： 月額 2,040 円
あんしん情報キットの給付	緊急時に救急隊や医療機関へ必要情報を伝えるための救急情報記入用紙、保管容器、保管者ステッカーを配布します。	高齢者	無 料
自動消火器の給付	台所に熱感知で自動に消火剤が噴射される消火器を設置します。 消火剤の有効年数は5年が目安です。 (設置は9月～3月頃)	市民税非課税世帯の一人暮らし高齢者。 (消火剤の有効年数に合わせて、対象者に交換のご案内をします。)	無 料
火災報知器の給付	火災報知器未設置の家の寝室等に、音で火災を知らせる煙感知式の報知器を設置します。(1か所のみ)	見附市火災予防条例で定められた場所に、火災報知器が未設置で、市民税非課税世帯の一人暮らしの高齢者または高齢者のみ世帯。	無 料 (電池交換は各自)
生活支援サービス	冠婚葬祭等の緊急時に原則として7日間を限度として一時的に高齢者を保護する必要がある場合、特別養護老人ホーム等での短期入所を利用できます。	冠婚葬祭等の緊急時に一時的に高齢者を保護する必要がある場合で、次に該当する方。 ①介護保険で要支援以上の認定を受けた方で、自身の利用限度額を使いきった方。 ②介護保険の認定を受けていない方または介護保険で非該当と認定された方。	介護保険法または老人福祉法に準じます。
配食サービス	昼食または夕食のお弁当を、週1回～3回まで配達します。 ※配達業者 「宅配クック123」 「まごころ弁当」 「ライフデリ」	次のいずれかに該当する方。 ①要介護1～5の認定を受けていない65歳以上の高齢者で、一人暮らしの方。 ②要介護1～5の認定を受けていない80歳以上の高齢者で、65歳以上の高齢者のみ世帯の方。 ③要支援認定または事業対象者の決定を受けた65歳以上の高齢者で、基本チェックリストにある【栄養状態】の低下に該当した方。	◆宅配クック123 昼タ：1食 530 円 おかずのみ 470 円 ◆まごころ弁当 昼タ：1食 500 円 おかずのみ 390 円 ◆ライフデリ 昼タ：1食 570 円 おかずのみ 470 円
車椅子の貸与	1年度につき通算90日を限度として貸与します。	一時的に用具の必要な高齢者の方。(介護保険サービスでレンタルが可能の方は対象外)	無 料 (台数に限りあり)
補聴器購入費の助成	中高年齢の難聴者を対象に、補聴器購入費を助成します。 ※購入前に助成決定通知書の交付を受ける必要があります	身体障害者手帳の交付の対象にならず、次のすべてに該当する方。 ①50歳以上の方。 ②片耳の聴力レベルが40デシベル以上の方、または指定医が補聴器装用を必要と認めた方。 ③補聴器の装用により、コミュニケーション能力の向上が期待できると医師に判断された方。	購入費の半額 (上限 25,000 円)
みつけネット (在宅情報共有システム)	利用者を支援する多職種が、緊急連絡先や医療・介護の情報をパソコンなどで共有します。	高齢者	無 料

12. 介護保険制度外の高齢者福祉サービス

サービス名	内 容	対 象 者	利 用 料 等
介護用品購入費助成	在宅で紙おむつを常時必要とする方に、紙おむつ類の購入費を助成します。	介護保険で要介護1以上の認定を受けた方で、常時紙おむつを必要とする方。 ※申請時、介護保険被保険者証の写し及び原則として本人名義の通帳（振込先がわかるページ）の写しが必要です。	要介護1・2の方 年額 10,000円 要介護3の方 年額 24,000円 要介護4・5の方 年額 36,000円 前期分は4月1日、後期分は10月1日を基準日として、上記金額を半額ずつ年2回に分けて給付します。
在宅介護見舞金	在宅で介護をしている家族などを対象に介護見舞金を支給します。（年1回、6月に給付）	4月1日現在市民である65歳以上で寝たきりまたは認知症状のある要介護3～5の方を、前年度在宅で6か月以上介護し、今後も在宅介護を継続される方。	年 額：40,000円 申請期間：毎年4月1日～5月末 ※申請時、介護者名義の通帳（振込先がわかるページ）の写しが必要です。
住宅改修費助成 ※工事着手前の申請が必要です。	介護を必要とする高齢者のための住宅改修費の一部を助成します。（新築は対象外です。）（持ち家に限ります。）	介護保険で要支援以上の認定を受けた方。なお、介護保険サービスの住宅改修費の給付を受けた場合は、それは除いて補助対象経費を決定します。	介護保険サービス助成額の他に支給限度の上限を30万円とし、課税状況により助成割合を決定します。 ※世帯全員の前年収入額が600万円未満の方が対象です。
訪問理美容サービス助成事業	理美容店から訪問による理美容サービスを受けたときに、その出張費や衛生管理面にかかる費用相当額を助成します。	次のいずれかに該当する在宅で、心身の状態から理美容店へ出向くことが困難な方。 ①介護保険で要介護3以上の認定を受けた方 ②身体障害者手帳1、2級の方 ③療育手帳Aの方	1人につき当該年度上限6,000円（2,000円×3枚の利用券を交付）
所得税控除（障害者控除）	各種障害者手帳をお持ちでない方でも、65歳以上で要介護1以上の認定を受けている方のうち、主治医意見書により障害者に準ずると認められる方は「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることにより控除対象となります。		

介護保険で認定を受けた方やその家族の方が利用できるサービス

見附市社会福祉協議会事業

お問い合わせは、☎61-1353まで

サービス名	内 容	対 象 者	利 用 料 等
要援護世帯除雪費助成事業	除雪経費を助成します。年2回（地区民生委員へお申込ください。）	70歳以上の一人暮らしや高齢者のみの要援護世帯。	1回10,000円 課税収入制限有
小型リフト付バス貸出事業	車椅子を日常的に利用している方の通院など、その他外出の支援を目的に小型リフト付きバスの貸出を行っています。		初回登録料として3,000円
日常生活自立支援事業	認知症の高齢者や知的障害者、精神障害のある方で、判断能力が十分でないため、福祉サービスの手続きや金銭管理など、日常生活に不安をお持ちの方を対象にサービスを実施します。		
歳末たすけあい	歳末たすけあい募金の配分金により75歳以上の一人暮らし高齢者を対象に見舞品の贈呈を行っています。		
生活支援サービス	65歳以上の高齢者を対象に暮らしの中のちょっとした困りごとに対し、生活支援サポーターがお手伝いをします。 ※生活支援サポーターとは、地域における支え合い・助け合いに関心があって生活支援サポーター養成研修を修了した地域住民です。		

※ 変更になる場合もありますので、上記の見附市社会福祉協議会へお問い合わせください。

その他 民間のボランティアサービス等

(有料です。料金は直接お問い合わせください。)

■見附市シルバー人材センター

簡単な大工仕事、襖や障子の張替え、草取りや剪定、家事のお手伝い等
(シルバーの会員ができると思われる仕事)、内容に適した会員を派遣
します。

電話 62-0609
見附市本町2丁目10-21
(旧理科センター)

■NPO 法人 みんなの実家グリーンホームふたば

○高齢者のおあずかり(月～金・午前10時～午後3時)＊時間延長可
○認知症介護家族の電話相談(月～土・午前10時～午後3時)

電話 62-3720
携帯 090-7837-9220
見附市双葉町7番17号
代表 植田 礼子

■NPO 法人 ふくし後見ネット

認知症や障がい等で、知的にハンディキャップを持つ方が、その人らしい
人生を過ごすため、法人として成年後見人となり、福祉サービスの利用
や金銭の管理等を支援します。お気軽にご相談ください(相談無料)。

電話 080-8095-0268
見附市学校町2-13-30
見附市保健福祉センター2階
<https://hukukouken-net.com/>

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....



施設情報については新潟県のホームページ等で
最新の情報をご確認ください。

アドレス <http://www.pref.niigata.lg.jp/korei.html>

このしおりに関するお問い合わせ

見附市健康福祉課 介護保険係（介護保険に関すること（介護保険料以外））
高齢福祉係（総合事業・その他の高齢者福祉に関すること）
電話 0258-61-1350

見附市市民税務課 民 税 係（介護保険料に関すること）
電話 0258-62-1700